

2-3 個々の政府開発援助についての評価

(要旨)

(1) 評価の枠組み

- ① 政府開発援助については、外務省及び政府開発援助の実施機関を中心(注1)に、政策、施策(プログラム)、事業(プロジェクト)の各レベルの対象について、評価が行われてきている。こうした枠組みの中で、外務省では、i)個々の政府開発援助についての事前評価及びii)個々の政府開発援助についての未着手・未了案件の事後評価が行われている。
- ② 個々の政府開発援助の事前評価については、供与限度額が10億円以上のプロジェクト関連の無償資金協力及び供与限度額が150億円以上のプロジェクト関連の有償資金協力を対象に行われている。
- ③ 個々の政府開発援助の事後評価については、政策決定後5年を経過した時点で資金協力が実施されていないもの(未着手のもの)及び政策決定後10年を経過した時点でそれが終了していないもの(未了のもの)を対象に行われている。

(注1) 政府開発援助に係る評価は、外務省以外の府省においても行われているが、評価法で義務付けられている個々の政府開発援助の評価に該当する評価については、外務省のみが行っている。このことから、本項目においては、外務省が実施した個々の政府開発援助の評価について整理している。

(2) 評価の実施状況

ア プロジェクト・レベルの事前評価 49件(無償資金協力34件、有償資金協力15件)

- ① 外務省の基本計画では、政策評価の基本的な観点として必要性、有効性、効率性の三つが掲げられている。しかし、行われた評価をみると、有償資金協力に係る評価において、有効性、効率性の観点の分析が不十分である例がみられる。
- ② 無償資金協力に係る評価においては、成果目標について達成水準が定量的に特定されているものが多い。有償資金協力に係る評価においては、成果目標についての達成水準を定量的に特定するような試みもなされてきている。

イ プロジェクト・レベルの事後評価 17件(すべて有償資金協力)

未着手・未了案件の事後評価については、主として当該事業の継続の必要性を判断するために行われるものである。

今回審査の対象とした17件すべての評価について、対象国内におけるニーズが高く、早期の効果の発現を図る必要があること等からいずれも資金協力を「継続」との対応方針が示されている。

(3) 今後の課題

(事前評価における効率性の観点からの評価の充実)

政府開発援助の実施機関である独立行政法人国際協力機構（注2）が行った評価の定量的な分析などを活用して、効率性の観点からの評価の充実を図っていくことは、的確な政策の採択や実施の可否を検討する上で有益である。

（事前評価における成果目標の達成水準の明確化）

事前評価における成果目標については、実施機関が定量的な成果目標を活用した評価を行っている。したがって、外交的な目標は定量化しにくいという事情はあるものの、外務省においては、当該プロジェクトの直接的な効果を特定しておくことが望まれる。

（未着手・未了案件の事後評価における評価内容の充実）

未着手・未了案件の評価は主として当該事業の継続の必要性を判断するために行われるものであり、今後は、現在の相手国の社会経済情勢や社会的ニーズ等の分析を充実させ、必要性の観点からの評価を充実する取組が望まれる。

（注2）平成20年9月以前は、技術協力の実施や無償資金協力の事前調査等は独立行政法人国際協力機構（JICA）、有償資金協力の貸付けは国際協力銀行が担当していた。しかし、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）の改正により、平成20年10月より、政府開発援助の実施については、新JICAが技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う体制となった。

（説明）

（1）評価の枠組み

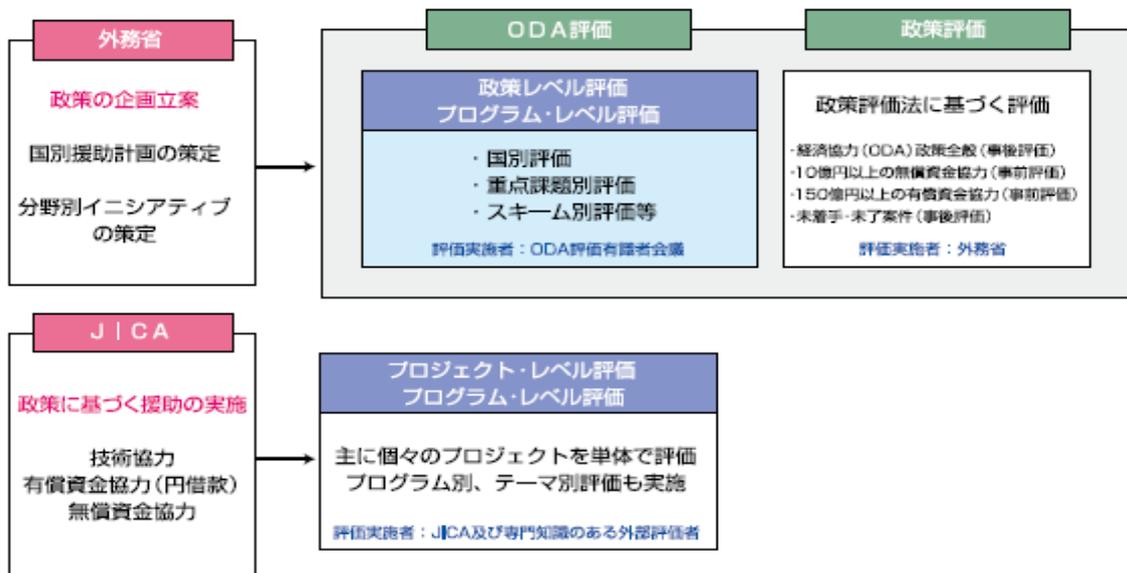
（政府開発援助をめぐる評価の体系）

これまで政府開発援助については、評価法施行以前から、外務省及び政府開発援助の実施機関によって評価の取組が行われてきた。現在では、政策、施策（プログラム）、事業（プロジェクト）の各レベルの対象について、外務省、第三者等（注3）、実施機関がそれぞれ主体となって評価が行われている。

こうした枠組みの中で外務省では、評価法に基づき、①個々の政府開発援助（事業（プロジェクト）レベル）についての事前評価及び②個々の政府開発援助（事業（プロジェクト）レベル）についての未着手・未了案件の事後評価が行われている。外務省の政府開発援助についての評価の関係を整理すると、図表I-2-3-①及び図表I-2-3-②のとおりとなる。

（注3） 第三者等とは、第三者、対象国政府・機関又は合同によるものをいう。

図表 I - 2 - 3 - ① 外務省における政府開発援助の実施体制と評価対象



(注) 外務省「経済協力評価報告書 2009」による。

図表 I - 2 - 3 - ② 外務省における政府開発援助の評価（平成 21 年度現在）

レベル	名称	対象	事前段階	事後段階
政策レベル	・国別評価 ・重点課題別評価	・国別援助政策 ・重点課題別援助政策		●第三者評価 ●合同評価
プログラム・レベル	・セクター別評価 ・スキーム別評価	・1か国1セクターにおける援助活動全般 ・援助スキーム		●第三者評価 ●被援助国政府・機関評価 ●合同評価
プロジェクト・レベル	・事業評価	・無償資金協力・技術協力	○評価法に基づく評価 (注 2)	●第三者評価
		・有償資金協力	○評価法に基づく評価 (注 3)	○評価法に基づく評価 (未着手・未了の案件(注 4))

(注) 1 外務省「経済協力評価報告書 2009」を参考に作成した。

2 評価法第9条及び評価法施行令第3条第5号に定める供与限度額が10億円以上の主としてプロジェクト関連の無償資金協力に対する事前評価

3 評価法第9条及び評価法施行令第3条第5号に定める供与限度額が150億円以上のプロジェクト関連の有償資金協力に対する事前評価

4 未着手案件は、政策決定後5年を経過した時点で貸付契約等が締結されていない、あるいは、締結されているが貸付実行等が開始されていない経済協力案件。未了案件は、政策決定（閣議決定）後10年を経過した時点で貸付実行等が未了である経済協力案件。（なお、無償資金協力は、これまで未着手・未了の案件はない。）

(個々の政府開発援助の評価の対象)

評価法の下では、個々の政府開発援助のうち、供与限度額が10億円以上のプロ

プロジェクト関連の無償資金協力及び供与限度額が 150 億円以上のプロジェクト関連の有償資金協力について、事前評価を行わなければならないとされている（評価法第 9 条及び評価法施行令第 3 条第 5 号）。また、各府省の実実施計画において、政策決定後 5 年を経過した時点で未着手であるもの及び政策決定後 10 年を経過した時点で未了であるもの等について、事後評価の方法を定め、行うこととされている（評価法第 7 条第 2 項、第 8 条及び評価法施行令第 2 条）。

個々の政府開発援助については、評価法の施行に先立って評価の取組が行われてきた経緯があり（注 4）、事前の評価についても、実施機関によって行われるなど、事前の評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていると考えられたことから、事前評価の実施が評価法の下で義務付けされることとなったものである（資料 I - 2 - 3 - ①参照）。

（注 4） 個々の政府開発援助については、昭和 50 年代から外務省及び実施機関において事後評価が行われてきており、また、平成 13 年から実施機関において事前評価が行われてきている。

また、政府開発援助については、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）上級会合（1991 年 12 月）において「DAC 評価原則」（評価項目としては、妥当性、有効性、効率性、インパクト及び自立発展性の 5 項目）が採択されており、外務省及び実施機関では、同原則を参考にして政府開発援助について、評価を行っている。

（評価の時点）

個々の無償資金協力及び有償資金協力については、当該資金協力に係る取極（交換公文）の締結^{とりきめ}についての閣議決定を行うことにより「政策の決定」がなされたものとして扱われている。

外務省では、対象国から資金協力の要請を受けた後、交換公文の締結について閣議請議を行う前に個々の無償資金協力及び有償資金協力に係る事前評価が行われている。また、交換公文の締結について閣議決定が行われ、更に対象国と日本国との間で交換公文に署名を行った後に、評価書が総務大臣に送付されるとともに公表されている（注 5）（資料 I - 2 - 3 - ②及び I - 2 - 3 - ③参照）。

また、事後評価は、交換公文について閣議決定を行った後 5 年を経過しても資金協力が実施されていないもの（未着手のもの）又は資金協力は実施されているが 10 年を経過してもそれが終了していないもの（未了のもの）を対象として行われる。

（注 5） 閣議決定により政府としての方針を決定した後、更に対象国との間で資金協力に係る交換公文に署名を行った後に事前評価の評価書の公表を行っていることについて、外務省では、公表等に当たり、対象国との二国間関係等慎重な外交配慮が必要なことをその理由として挙げている。

（2）評価の実施状況

ア 審査の対象

個々の政府開発援助については、外務省が評価を行い、評価書を総務大臣に送付している。平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに送付された計 66 件を審査

の対象とした。その内訳は、プロジェクト・レベルの事前評価が 49 件（無償資金協力 34 件及び有償資金協力 15 件）、プロジェクト・レベルの事後評価が 17 件（すべて有償資金協力）である。

イ プロジェクト・レベルの事前評価

（ア）評価の枠組み

外務省では、基本計画の下で「外務省における事前評価の実施について－実施方針－」（平成 15 年 4 月外務省経済協力局調査計画課評価室。平成 19 年一部変更。以下「実施方針」という。）を定め、これらに基づき個々の政府開発援助についての事前評価を行うこととしている（資料 I－2－3－④参照）。実際には、実施機関による事前評価（プロジェクトについての調査・審査を指す。以下同じ。）を基に、これらの評価に加えて、より政策的な側面からの評価を行うこととしている。

実施方針においては、資金協力の必要性、有効性、効率性のほか、「環境社会配慮・外部要因リスクなど留意すべき点」の分析を行うこととされている。

（イ）評価の内容

① 有償資金協力

必要性については、開発のニーズ及び我が国の基本政策との整合性の観点から具体的に分析している。

有効性については、課題である状況の改善、二国間関係の増進といった観点から定性的な評価がなされている事業が多いが、図表 I－2－3－③のように事業実施による直接的な効果を定量的に評価するような試みがなされてきている。

効率性については、多くの案件において「進捗状況を適切に監理することにより、案件の効率性が確保される。」と記載され、具体的な分析がなされていなかったが、事業範囲選定の工夫によるコスト縮減努力について分析を記述する等の試みがなされてきている。実施機関の行う評価では、図表 I－2－3－④のように、基本的に事業の実施により得られると見込まれる効果と費用の関係について定量的な分析が行われている。

なお、事後の評価の枠組みについては、実施機関が事後評価を行う旨が明記されている。

図表 I—2—3—③ 評価の対象とされた資金協力のうち、実施機関の事前評価で成果指標に達成水準が設定されている例

援助対象事業 【対象国】	外務省の評価書における資金協力案件の有効性に係る評価	実施機関の評価における成果の目標			
タイビン火力発電所及び送電線建設計画（第一期）【ベトナム社会主義共和国】	<p>本計画の実施により、同国における最大電力需要(2005年時点で約 10.5 ギガワット)の約 6%相当(ベトナムにおける約 600 万人の電力需要に対応)の電力を供給することが可能となる。それにより、首都ハノイを含む発展著しい北部地域への電力の安定供給を図ることで、同国の経済及び社会開発の促進が期待される。また、ベトナムの経済・社会発展を通じた我が国との二国間関係の強化が期待される。</p> <div data-bbox="379 869 655 1077" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>実施機関の事業事前評価表で用いられている定量的指標の一部が取り込まれている。</p> </div>	運用・効果指標			
		指標名	基準値	目標値(2017年)【事業完成2年後】	
		最大電力(MW)	—	600	
		送電端発電量(GWh)	—	3,276以上	
		設備利用率(%)	—	68.5以上	
		発電端熱効率(%)	—	39.9以上	
		稼働率(%)	—	92.0以上	
		所内率(%)	—	9.0以下	
		計画外停止(人的ミス)(時間)	—	0	
		計画外停止(機械故障)(時間)	—	218以下	
		定期点検による停止(時間)	—	480	
国道・省道橋梁改修計画(第二期)【ベトナム社会主義共和国】	<p>本件を実施することにより、安全、円滑な道路ネットワークの整備が期待される。また、ベトナムの経済・社会発展を通じた我が国との二国間関係の強化が期待される。</p>	評価指標(運用・効果指標)			
		指標名	橋梁名	基準値(2007年実績値)	目標値(2014年)【事業完成2年後】
		(a) 運用指標 年間平均日交通量(台/日、各橋梁)	Song Liem	2,160	3,337
			Dap Ong Choi	3,564	5,498
			Phu An 1	2,160	3,337
			Than Loc (4)	4,420	6,859
		(b) 効果指標 橋梁損壊時の迂回ルートと比べた所要時間の短縮(時間・各橋梁)	Song Liem	—	14.4
			Dap Ong Choi	—	2.1
			Phu An 1	—	2.1
			Than Loc (4)	—	9.6

(注) 外務省の評価書及び実施機関の事業事前評価表を基に作成した。

図表 I - 2 - 3 - ④ 評価対象とされた資金協力のうち、実施機関の事前評価において費用便益分析が実施されている例

援助対象事業 【対象国】	実施機関における分析の内容			
	分析項目	分析の前提		
		費用	便益	プロジェクト ライフ
地方都市上下水道整備事業 【アゼルバイジャン共和国】	経済的内部収益率 (EIRR) : 9.5%	事業費(税金を除く)、運営・維持管理費	水購入費用の減額、ポンプ電力量の減額、上下水道料金、汚泥引き抜き費用の減額	30年
第2期ハノイ水環境改善事業 (II) 【ベトナム社会主義共和国】	経済的内部収益率 (EIRR) : 8.2%	事業費(税金を除く)、運営・維持管理費	浸水被害額の減少	40年
デリー高速輸送システム建設事業フェーズ2 (IV) 【インド】	経済的内部収益率 (EIRR) : 16.34%	事業費(税金を除く)、運営・維持管理費	従来の交通機関の道路に係る運営維持管理費用節減効果、本線利用者及び他交通機関利用者の移動時間の短縮効果、道路混雑緩和によるバス等輸送システムの運営・維持管理費用節減効果、交通事故減少及び公害緩和効果	30年

- (注) 1 外務省の評価書及び実施機関の事業事前評価表を基に作成した。
 2 「経済的内部収益率」は、費用便益分析における指標の一種である。その定義は、プロジェクトから得られる経済的便益の現在価値が、プロジェクトに要する経済的費用の現在価値と等しくなるような割引率とされる。
 3 便益は、各事業の「運用・効果指標」をも基に算出されている。

② 無償資金協力

必要性については、被援助国の現状説明や被援助国が必要とする援助内容等が述べられている。

有効性については、事業の達成水準が定性的、定量的に分析されているほか、被援助国の開発基本計画や我が国の当該被援助国への援助方針との整合性の観点からも評価が行われている。また、二国間関係強化への効果も言及されている。一方、実施機関の基本設計時の事業事前計画表(注6)においては、図表 I - 2 - 3 - ⑤のように、事業の達成水準が定量的に特定されているものが多くみられる。有効性の項目で設定されている事業の定量的な達成水準は、基本的に、実施機関の基本設計時の事業事前計画表で設定されている達成水準の一部を取り込む形で設定されている。

効率性については、定量的には示されていないものの、設計方法や事業範囲選定の工夫等の観点から評価がなされている。なお、実施機関の基本設計時の事業事前計画表では、効率性については言及されていない。

- (注6) 無償資金協力によるプロジェクトの実施に先立ち、実施機関は事前の調査を行い、当該プロジェクトの必要性、妥当性を技術的な観点から検討した上で、事業計画の立案、概算事業費の積算を行っている。事業事前評価表は、これをまとめたものである。

図表 I—2—3—⑤ 有効性の記述についての外務省の評価書と実施機関の基本設計時の事業事前計画表との比較

援助対象事業 【対象国】	外務省の評価書における資金協力案件の有効性に係る評価	実施機関の基本設計時の事業事前計画表における成果の目標											
<p>ダッカ市廃棄物管理低炭素化転換計画 【バングラデシュ人民共和国】</p> <p>実施機関の事業事前計画表で用いられている定量的指標の一部が取り込まれていない指標が設定されている事例もある。</p>	<p>(1) 本件の実施により、以下のような成果が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CNG車輻や燃費のよい収集車輻の導入により、<u>温室効果ガスが45.20kg/台日(2008年、既存のディーゼル車)から16.9kg/台日(2012年、新規CNG車)へ削減されることにより、気候変動緩和に資することが期待される。</u> ・<u>廃棄物の収集能力が1,619トン/日(2008年)から2,121トン/日(2012年)へ強化されるとともに、収集率も58%(2008年)から67%(2012年)へ向上することが期待される。</u> ・また、ダッカ市役所における収集能力の強化を通じて、市内の不法投棄廃棄物から生ずるメタンガス等の温室効果ガスが減少し、気候変動の緩和に資するとともに、住環境の向上が期待される。 <p>(2) また、同国の開発計画である貧困削減戦略文書においても、天然ガス車への転換がダッカ市の大気汚染の減少につながるとしているように、本計画の実施は、<u>温室効果ガスの削減に資するとともに、同国の開発計画に合致する。</u>さらに、我が国の対バングラデシュ国別援助計画においても、「環境」は「社会開発と人間の安全保障」の重点セクターに位置づけられており、①都市インフラ整備、②人材育成強化と制度改善、一般市民への意識向上等に取り組むとしていることから、<u>我が国の援助方針にも合致する。</u></p> <p>(3) さらに、<u>バングラデシュは我が国とクールアース・パートナーシップを構築しており、本計画は同パートナーシップに基づく支援策である。</u>本計画の実施により、地球温暖化防止に向けたバングラデシュの取組を促進するとともに、<u>我が国とバングラデシュの二国間関係強化が期待される。</u></p>	<p>プロジェクト全体計画の目標達成を示す 成果指標</p> <table border="1" data-bbox="901 448 1420 828"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>2008年 (本計画実施前)</th> <th>2012年 (本計画実施後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">二酸化炭素 排出量</td> <td rowspan="3">既存ディーゼル車: 45.20 kg/台日</td> <td>既存ディーゼル車: 45.20 kg/台日</td> </tr> <tr> <td>新規ディーゼル車: 18.75 kg/台日</td> </tr> <tr> <td>新規CNG車: 16.91 kg/台日</td> </tr> <tr> <td>廃棄物収集・ 運搬量の増加</td> <td>1,619 トン/日</td> <td>2,121 トン/日</td> </tr> </tbody> </table> <p>外務省の評価では、被援助国の開発基本計画や我が国の当該被援助国への援助方針との整合性や、二国間関係への寄与といった政策的な観点が定性的に説明されている。</p>	成果指標	2008年 (本計画実施前)	2012年 (本計画実施後)	二酸化炭素 排出量	既存ディーゼル車: 45.20 kg/台日	既存ディーゼル車: 45.20 kg/台日	新規ディーゼル車: 18.75 kg/台日	新規CNG車: 16.91 kg/台日	廃棄物収集・ 運搬量の増加	1,619 トン/日	2,121 トン/日
成果指標	2008年 (本計画実施前)	2012年 (本計画実施後)											
二酸化炭素 排出量	既存ディーゼル車: 45.20 kg/台日	既存ディーゼル車: 45.20 kg/台日											
		新規ディーゼル車: 18.75 kg/台日											
		新規CNG車: 16.91 kg/台日											
廃棄物収集・ 運搬量の増加	1,619 トン/日	2,121 トン/日											

(注) 外務省の評価書及び実施機関の基本設計時の事業事前計画表を基に作成した。

ウ プロジェクト・レベルの事後評価

(ア) 評価の枠組み

事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針Ⅰ－５－ア）。未着手・未了案件の事後評価については、主として当該事業の継続の適否を判断するために評価が行われるものであり、外務省ではニーズが依然として存在するか、遅延要因があるか等を検討している。

（イ）評価の内容

今回審査の対象とした未着手・未了案件に係る評価について、評価書の様式を見ると、「経緯・現状」及び「今後の対応方針」の記載項目がみられる（資料Ⅰ－２－３－⑤参照）。このことから、外務省における個々の政府開発援助についての事後評価においては、未着手又は未了となっている経緯やプロジェクトの現状を明らかにした上で、プロジェクトに係る評価を行い、資金協力についての今後の対応方針を決定する仕組みとなっていることがうかがえる。

政策決定後5年を経過した時点で未着手である2件及び政策決定後10年を経過した時点で未了となっている15件の合計17件の有償資金協力についての評価結果をみると、事業の進捗を妨げていた要因が解決したことや、引き続き対象国内におけるニーズがあること等からすべての案件において資金協力を「継続」としている。しかし、Ⅰ－２－３－⑥のように、必要性の観点である対象国内におけるニーズの具体的な内容については明らかにされていない。また、資金協力を「継続」としている案件が未了となっている理由はすべて明らかにされており、対象国または協調融資先の事情により遅延したものが多く、当初より閣議決定から10年を超えて計画されていたものもある。

図表 I—2—3—⑥ 未着手・未了案件についての外務省の評価書の記載の例

1. 案件概要	
(1) 供与国名	タイ
(2) 案件名	農地改革地区総合農業開発計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	<p>農家の生活の安定、通貨危機の影響を受けて帰村した住民の就業対策のため、タイ東北地方の農地改革地域において、農業基礎インフラ整備等を行うもの。</p> <p>(イ) 閣議決定日：平成 10 年 9 月 25 日</p> <p>(ロ) 供与限度額：36.17 億円</p> <p>(ハ) 金利：2.2/0.75%</p> <p>(ニ) 償還(据置)期間：25(7)/40(10)年</p> <p>(ホ) 調達条件：一般アンタイト/二国間タイト</p>
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	調達手続きに時間がかかったため、事業が遅延したが、現在は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は解決しており、引き続き本案件に対するニーズがあることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.html) ・ 国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・ 国際協力機構の事前事業評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html) ・ その他国際協力機構から提出された資料

(3) 今後の課題

(事前評価における効率性の観点からの評価の充実)

事前評価における評価の観点について、実施機関が行った評価における見込まれる効果と費用の関係についての定量的な分析などを活用して、効率性の観点など評価の観点の充実を図っていくことは、的確な政策の採択や実施の可否を検討する上で有益であり、今後はこのような取組を促進することが望まれる。

(事前評価における成果目標の達成水準等の明確化)

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認めら

れるための前提である。どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが必要である。また、どのような効果が発現すれば得ようとする効果が得られたといえるのかがあらかじめ具体的に特定されていなければ、政策効果が発現した段階において、把握した効果を基に有効性について検証することが困難である。このため、事前評価を行うにあたっては、得ようとする効果の状態について具体的に示す取組が重要である。

外務省における個々の政府開発援助に係る事前評価の成果目標については、実施機関が定量的な成果目標を活用した評価を行っている。したがって、外交的な目標は定量化しにくいという事情はあるものの、外務省においては、実施機関が設定した定量的な成果目標を適宜活用した評価を行うことが望ましい。特に有償資金協力の事前評価について、上記の取組により、当該プロジェクトの直接的な効果や直接達成しようとする水準を特定して評価を行うことが望まれる。

また、事後的な検証を行う時期や効果把握の方法についても特定することが望まれる。

(未着手・未了案件の事後評価における評価内容の充実)

外務省の個々の政府開発援助の事後評価に関しては、政策決定後5年を経過した時点で資金協力が実施されていない未着手の案件及び政策決定後10年を経過した時点で終了していない未了の案件の評価が行われている。しかし、未着手・未了案件については、当初想定していた相手国の社会経済情勢や社会的ニーズ等が現在に至るまでに変化している可能性がある。したがって、未着手・未了案件の評価は主として当該事業の継続の適否を判断するために行われるものであるところ、今後は相手国の社会的ニーズ等の具体的な内容を明らかにし、必要性の観点からの評価を充実する取組が望まれる。